千葉市介護認定審査会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉市介護認定審査会(以下「認定審査会」という。)の事 務処理に関し必要な事項を定めるものとする。

(認定審査会への通知の方法)

- 第2条 介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第27条 第4項(法第28条第4項、第29条第2項、第30条第2項及び第31条第 2項において準用する場合を含む。)又は第32条第3項(法第33条第4項 及び第34条第2項において準用する場合を含む。)の規定による通知は、次 に掲げる文書等の送付により行うものとする。
 - (1) 認定審査会対象者一覧(様式第1号)
 - (2)申請に係る被保険者(以下「申請者」という。)に係る認定調査結果(基本調査の部分に限る。)を厚生労働省から配付されたコンピュータ・プログラム(同一の機能を持つコンピュータ・プログラムを含む)により処理することにより得た帳票
 - (3) 申請者に係る認定調査票(特記事項の部分に限る。)の写し
 - (4) 申請者に係る主治医意見書の写し

(文書等の審査部会への送付等)

- 第3条 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第7 条に規定する認定審査会会長(以下「会長」という。)は、前条の通知を受けた 場合は、直ちに、当該通知に係る審査及び判定の案件を取り扱うべき令第9条 の合議体(以下「審査部会」という。)を構成する委員に前条各号の文書等の 写しを送付するものとする。この場合において、会長は、審査及び判定の案件 を認定審査会が別に定める方法に従って分配するものとする。
- 2 前項の文書等の写しは、申請者の氏名、住所その他申請者が識別され、又は 識別され得る情報を消去するものとする。

(関係者の意見の聴取の方法)

第4条 法第27条第6項(法第28条第4項、第29条第2項、第30条第2項、第3 1条第2項及び第32条第5項(法第33条第4項及び第34条第2項におい て準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)の規定による関係 者の意見の聴取は、書面により行うものとする。ただし、審査部会が口頭によ る関係者の意見の聴取の必要があると認めるときは、この限りでない。

(部会長の責務)

第5条 審査部会の長(以下「部会長」という。)は、議決をしようとするとき

は、保健、医療及び福祉の各分野の学識経験を有する審査部会を構成する委員の意見を反映させるよう努めるものとする。

(記録の作成)

- 第6条 部会長は、議決をした場合は、認定審査会対象者一覧に必要な事項を記載するものとする。
- 2 会議を開くときは、部会長によりあらかじめ指名を受けた審査部会を構成する委員は、介護保険審査判定結果総合記録票(様式第2号)を作成するものとする。
- 3 特段の事情がある場合には、部会長及び審査部会を構成する委員に代わり事 務局が前2項に規定する記録を作成することができることとする。

(審査及び判定の結果の通知の方法)

第7条 法第27条第5項(法第28条第4項、第29条第2項、第30条第2項及び第31条第2項において準用する場合を含む。)又は第32条第4項(法第33条第4項及び第34条第2項において準用する場合を含む。)の規定による通知は、認定審査会対象者一覧の写し及び審査判定結果総合記録票の写しの送付により行うものとする。

(審査部会長会議)

- 第8条 審査部会の円滑な運営を図るとともに、審査及び判定の平準化に資するため、審査部会長会議を開催する。
- 2 審査部会長会議は、会長、令第7条第3項に規定する委員及び部会長で構成 する。
- 3 審査部会長会議は、会長が招集し、その議長となる。 (研修)
- 第9条 認定審査会の委員は、千葉市、千葉県その他関係機関が行う研修を受け、 その資質の向上を図るように努めるものとする。

(認定審査会の簡素化)

- 第10条 次の各号のすべての要件に合致する申請者(以下、「簡素化対象者」 という。)について、認定審査会を簡素化して実施することができるものとす る。
 - (1)申請者が、法第7条第3項第1号または同条第4項第1号に定めるものであること
 - (2)法第28条に定める要介護更新申請または第33条に定める要支援更新申請であること
 - (3)一次判定における要介護度が前回認定結果の要介護度と同一であること

- (4) 現在の認定有効期間が12か月以上であること
- (5) 一次判定における要介護度が「要支援2」又は「要介護1」である場合、状態の安定 性判定ロジックの判定結果が「不安定」でないこと
- (6)一次判定における要介護認定等基準時間が、次のアからオのいずれにも含まれないこと

ア 29分以上32分未満

イ 47分以上50分未満

ウ 67分以上70分未満

工 87分以上90分未満

才 107分以上110分未満

2 簡素化対象者については、第2条に規定する通知について、同条第2号から第4号については送付しないものとする。

附則

この要綱は、平成11年9月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成11年11月10日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年2月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年2月20日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年2月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、令和元年5月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、 当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

この要綱は、令和3年7月12日から施行する。 附 則

この要綱は、令和5年12月1日から施行する。

認定審査会対象者一覧

審查会対象件数: 件 (内 2号生保者: 件) (内 施素化対象: 件)

)							
NO.	中請区分	12 391	年齢	区 分	寝た きり度	部200年 中文政								
							一次相定	二次判定	有効期間	海子日	一次判定	N fi	基準時間	~*
1														
2														
a														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														
16														
17														
18														
19														
20														
21														
22														
23														
24														
25														
26														
27														
20														
29														
30														
31														
32														
33														
34														
35														
36 86														
37 (6)														
38399														
30 (8)														
40 (6)														

(様式第2号) 介護保険審査判定総合記録票

申	請 区 分	申請	年 月 日						
* =	の到ウル油を	一次判定: 二次判定:							
	の認定状況等	ー 有効期間: ヵ月 有効期間満了日: 年 月 日							
		□ 第1号被保険者 2号被保険者 □該当 別紙1「特定疾病の一覧(介護保険	负法施行令第						
被化	呆 険 者 区 分	2条各号で規定)」を参照して、障害の直接原因と							
	不 队 石 区 力	□ 第2号被保険者 なっている疾病の番号を記載							
<u> </u>		□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □							
基	長本調査の確認	□ 矛盾あり□ 声調査の□ なし□ 再調査が必要□ 財紙2のとおり□ 財紙2のとおり							
细木分	景の修正の有無								
- 阿 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	「米の修正の有無 「	□修正なし □一部修正あり ――――――――――――――――――――――――――――――――――――	*************************************						
		1 調査番号のについて、選択肢をに修正する。	記正し、載しし						
		□土沼医息見書 (内た							
		□特記事項 () 容場 2 調本来早 - の について 選択時を に修正する に合							
	修正箇所	2 両直番 7 (こうい C、 送 (
	及び理由	□主治医意見書() ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○							
		□特記事項() きず、 記						
		3 調査番号のについて、選択肢をに修正する。	入そし						
		□主治医意見書(□特記事項 (しのて理						
		1 調査番号1-1「麻痺等の有無」について、次のとおり修正する。	/ 〈由						
		□ない □左上肢 □右上肢 □左下肢 □右下肢 □その他()	だをし さ具						
		□主治医意見書 □特記事項	い体						
	修正箇所	2 調査番号1-2「拘縮の有無」について、次のとおり修正する。	。的						
	及び理由	□ない □肩関節 □股関節 □膝関節 □その他()							
	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	□主治医意見書 □特記事項							
	(複数回答項目)	3 調査番号6「過去14日間に受けた特別な医療」について、次のとおり修正する。							
	該当する項目全	□点滴の管理 □中心静脈栄養 □透析 □ストーマの処置							
	てにレ印をする	□酸素療法 □レスピレーター □気管切開の処置 □疼痛の看護							
		□経管栄養 □モニター測定 □じょくそうの処置 □カテーテル □全てなし							
		□主治医意見書 □特記事項							
一次	判定結果確定	自立(非該当)・要支援1・要支援2・要介護1・	2 • 3 • 4 • 5						
1124		→ 自立(非該当)、要支援1、要介護2~5は要介護認定区分決定へ							
るた。砂	□変更あり	□特記事項の内容 ()から						
刊 手		□主治医意見書の内容()から						
上 間		より(長い・短い)時間を介護に要すると判断されるため変更する。							
状態の	□状態の維持・改	認知症高齢者の日常生活自立度 <u>自立 I IIa IIb IIIa IIb III II</u>	<u>7 M</u>						
当の	善可能性の妥当性								
一件維	の検証	(要介護1の理由) □特記事項の内容 ()から						
検持	(要支援2・要介護1) □状態の維持・改	□特記事項の内容 ()から						
証改	□仏思の維持・0 □王石医息兄青の内存(善可能性の審査判 予防給付の適切な利用が見込まれないと考えられるため「要介護1」と判定する。								
審善	Z								
查能	(要介護認定等基準	□応対機能の低下等(01) の状態像にあ□不安定な状態(02)	ಎ.						
証・審査判定改善可能性の	時間32分以上50								
	分未満)	□要支援2							
要介記	雙状態区分決定	自立(非該当)・要支援1・要支援2・要介護1・2	• 3 • 4 • 5						
	有効期間	□ 6か月(原則:新規·変更) □12か月(原則:更新)							
		□ か月(新規・変更:3~12か月 更新:3~48か月)へ変更する。							
	有効期間変更理由	理由:□審査判定時の状況が、長期間にわたって変化しないと考えられるため □ (`						
		ш ()						
	審査会の意見								

特定疾病の一覧

- 1 筋萎縮性側索硬化症
- 2 後縱靭帯骨化症
- 3 骨折を伴う骨粗鬆症
- 4 多系統萎縮症
- 5 初老期における認知症
- 6 脊髓小脳変性症
- 7 脊柱管狭窄症
- 8 早老症
- 9 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- 10 脳血管疾患
- 11 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病 【パーキンソン病関連疾患】
- 12 閉塞性動脈硬化症
- 13 関節リウマチ
- 14 慢性閉塞性肺疾患
- 15 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
- 16 がん【がん末期】

※ 別紙1の特定疾病の順位は、認定支援ソフト2006及び本市の介護保険システムにおけるコードの順であるが、介護保険法施行令の公布以前から、認定審査会及び審査判定結果のデータの取扱いにおいてはこの順番を用いていることから、施行令施行以後も、審査判定等においては別紙1の記載順のとおりとする。

なお、介護保険法施行令における特定疾病の順位は以下のとおり。

(特定疾病)

- 第2条 法第7条第3項第2号に規定する政令で定める疾病は、次のとおりとする
 - 1 がん(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない 状態に至ったと判断したものに限る。)
 - 2 関節リウマチ
 - 3 筋萎縮性側索硬化症
 - 4 後縦靭帯骨化症
 - 5 骨折を伴う骨粗鬆症
 - 6 初老期における認知症(法第8条第第16項に規定する認知症をいう。以下同じ。)
 - 7 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
 - 8 脊髄小脳変性症
 - 9 脊柱管狭窄症
 - 10 早老症
 - 11 多系統萎縮症
 - 12 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
 - 13 脳血管疾患
 - 14 閉塞性動脈硬化症
 - 15 慢性閉塞性肺疾患
 - 16 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

再調査項目:							
関係者等	から聴取っ	する項目:					
対象者	口主治医	□調査員	□申請者	□申請者の家族	□その他()	
聴取する							
聴取結果	른 : 						

区第 部会 整理番号:

開催日

<u>年 月 日</u>

サービスの種類の指定に関する認定審査会の意見

市町村は、被保険者の要介護状態の軽減又は悪化の防止のために必要な療養に関する事項に係る 認定審査会の意見に基づき、当該被保険者が受けることができるサービスの種類の指定をすること ができる。

被保険者が受給することができるサービスの口にレ印をつけてください。 (レ印のついていないサービスについて、被保険者は保険給付を受けることはできません。)						
居宅サービス	介護予防サービス					
□ 訪問介護 □ 訪問看護 □ 訪問男が リテーション □ 居宅寮管理指導 □ 通所リアー ション □ 短期入所 ()	□ 介護予防訪問入浴介護 □ 介護予防訪問看護 □ 介護予防訪問リハビリテーション □ 介護予防居宅療養管理指導 □ 介護予防短期入所生活介護 □ 介護予防短期入所療養介護 □ 介護予防短期入所療養人居者生活介護 □ 介護予防福祉用具貸与 (
地域密着型サービス	地域密着型介護予防サービス					
□ 夜間対応型訪問介護 □ 地域密着型通所介護 □ 認知症対応型通所介護 □ 小規模多機能型居宅介護 □ 認知症対応型共同生活介護 □ 地域密着型特定施設入居者生活介護 □ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 □ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 □ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 □ 看護小規模多機能型居宅介護	□ 介護予防認知症対応型通所介護 □ 介護予防小規模多機能型居宅介護 □ 介護予防認知症対応型共同生活介護					
施設サービス						
□ 介護福祉施設サービス □ 介護保健施設サービス □ 介護療養施設サービス						

整理番号:

区第 部会

開催日

年 月 日